

## 警察庁推奨アプリ申請要領

### 第1 目的

この要領は、事業者が開発、提供及び運用管理を予定している、特殊詐欺対策アプリについて、「警察庁推奨アプリ」の認定を申請するに際して必要な事項を定めるものである。

### 第2 用語の定義

この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 「当庁」とは、警察庁をいう。
- 2 「事業者」とは、この要領の規定に基づき携帯電話用のアプリケーションを開発、提供及び運用管理する民間事業者をいう。
- 3 「アプリ」とは、この要領の規定に基づく携帯電話用のアプリケーションをいう。
- 4 「ユーザー」とは、アプリの使用者をいう。

### 第3 アプリの仕様等

#### 1 同意取得

アプリの利用に当たり、ユーザーから有効な同意を取得すること。

#### 2 費用

- (1) アプリの開発、提供及び運用管理に関する一切の費用は事業者の負担とすること。
- (2) アプリのユーザーへの提供は無償とすること（通信にかかる費用を除く。）。

#### 3 機能等

##### (1) 対応携帯電話

Google 社製 Android OS 及び Apple 社製 iOS のいずれでも動作することとし、OS のバージョンアップ等には、速やかに対応すること。ただし、OS の仕様により動作しない機能は除く。

##### (2) 機能

次に掲げる機能を全て実装するものとする。

ア 国際電話番号に係る発着信遮断・警告（以下「発着信措置」という。）機能

※Android OS の場合は、全ての国際電話番号に対して一括して発着信措置を実施し、iOS の場合は、下記イ及びエの犯行利用番号及び独自調査番号に該当する国際電話番号に対して発着信措置を実施する機能とすること。

イ 当庁から提供する特殊詐欺等に利用された電話番号（以下「犯行利用番号」という。）に係る発着信措置機能

ウ 当庁が提供する特殊詐欺等に関する防犯情報等の通知機能

エ 事業者が有する最新技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺等の被害を防止するために有効である機能

（例1）AI を活用した特殊詐欺等の自動検知機能

（例2）事業者が独自に調査した電話番号（以下「独自調査番号」という。）に係る発着信措置機能

##### (3) 発着信措置の実施

#### ア 発着信措置の対象

発着信措置の対象とする電話番号は、(2)のとおり国際電話番号、犯行利用番号及び独自調査番号（独自調査番号に係る発着信措置機能を実装する場合）とする。

ただし、独自調査番号に係る発着信措置を実施する場合は、あらかじめユーザーにその概要を説明した上で有効な同意を取得すること。

また、独自調査番号に犯行に利用されたものではない電話番号が含まれることを防止するため、措置対象とする電話番号の選定に当たっては、独自調査番号が、特殊詐欺等に利用されたものに限定される要件を設定するとともに、要件の内容について当庁の確認を受けること。

#### イ 発着信措置実施期間

発着信措置を実施する期間は、携帯電話番号は6か月以内、固定電話番号は1年以内とすること。国際電話番号については、Android OSの場合は期間の制限を設げず、iOSの場合は6か月以内とすること。

また、発着信措置を実施した電話番号が解約されていたり、第三者が利用していたりするなど特殊詐欺等に利用されていない状況となったことが判明した場合は、発着信措置実施期間に関わらず速やかに発着信措置の対象から除外すること。なお、発着信措置開始以降も特殊詐欺等に利用されていることが判明した場合は、判明した日を起点に更に携帯電話番号の場合は6か月以内、固定電話番号の場合は1年以内、国際電話番号の場合は6か月以内の期間を延長することを可能とする。

#### (4) 当庁が提供する特殊詐欺等に関する防犯情報等の通知機能

当庁が作成する特殊詐欺等の被害抑止に関する情報をとりまとめた資料を提供することから、当該情報を表示させる機能を実装すること。

#### (5) 事業者が有する最新技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺等の被害を防止するため有効である機能

(2)エの「事業者が有する最新技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺等の被害を防止するため有効である機能」とは、AIや独自データベースをはじめとした事業者の最新の技術、独自のノウハウを活用した特殊詐欺等の被害防止に資する機能を指す。

ただし、当該機能を提供するに当たっては、あらかじめユーザーに当該機能の概要を説明した上で有効な同意を取得すること。

#### (6) 警察庁推奨アプリ認定後の新たな機能の追加

警察庁推奨アプリの認定後に、新たな(2)エの機能を追加する場合は、当該機能が別紙2「警察庁推奨アプリ認定基準」に規定する認定基準に適合しているか改めて当庁の確認を受けること。

なお、有償での機能の追加は認めない。

#### (7) 表示全般

当庁が事業の主体であるという誤解をされないような表示にすること。

#### (8) アプリデザイン等

アプリの表示デザイン、ユーザーインターフェースは、高齢者や要配慮者に配慮した見やすく、使いやすいものとすること。

#### (9) 警察庁エンブレム等の使用

アプリのサムネイル及びアプリ内に当庁のロゴ、エンブレム等の使用を可能とするが、デザイン及び表示位置等については、当庁の承認を得ること。

#### 4 当庁への実績の提供

当庁は、アプリの利用数のほか特殊詐欺等の被害防止に寄与した客観的・合理的な機能実績を示す指標（発着信措置実施件数等事業者が設定する客観的・合理的な数値等）を当庁のホームページで公表することから、事業者は、当該指標について、定期的（協定で合意した期間ごと）に当庁に報告すること。

また、当庁において、事業者が報告する機能実績が特殊詐欺等の被害防止に寄与したと客観的・合理的に評価できるものか確認するため、警察庁推奨アプリの認定申請段階で当該指標を示すこと。

#### 5 ユーザーへの提供方法

携帯電話用OSの提供者が提供するダウンロードサイト（GooglePlay及びAppStore）から提供すること。

#### 6 警察庁推奨アプリ認定後のセキュリティ等

##### （1）再委託

事業者がアプリの開発、提供及び運用管理に係る業務の全部又は一部を第三者に委託することは認めない。

ただし、前文にかかわらず、ITインフラ、セキュリティ支援、クラウドサービス等の通常業務において関与する事業者について委託の必要がある場合は、当庁の承認を得た上で、委託することを認める。なお、委託先事業者についてもこの要領の規定を遵守するものとする。

##### （2）脆弱性対策等の実施

ア 事業者は、アプリに関する業務を実施する情報システムについて、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

イ 事業者は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染に対処するための必要な措置を講ずるものとする。

なお、アプリに関して不正アクセス、情報漏えい、改ざん、脆弱性、不正プログラムの感染その他の機密性、完全性及び可用性が侵害された事実を認知した場合は、直ちに当庁に報告するとともに、ユーザーに対し注意喚起の告知等、所要の措置を講ずること。

ウ このほか、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（サイバーセキュリティ戦略本部ほか。以下「統一基準群」という。）の内容を正しく理解し、特に統一基準群に記載された「情報セキュリティの脅威への対策」における遵守事項、基本対策事項を原則として実施すること。

##### （3）当庁による定期調査等

事業者は、定期的に当庁から、脆弱性対策等の履行状況の確認を受けるものとする。

### 第4 警察庁推奨アプリの認定

- 1 当庁は、事業者が申請したアプリについて、別紙2「警察庁推奨アプリ認定基準」に規定する認定基準に適合していると認める場合は、当該アプリを警察庁推奨アプリに認定する。
- 2 警察庁推奨アプリの認定に当たり、当庁は、当該アプリを申請した事業者と情報の取扱い等所要の事項を定めた協定を締結する。
- 3 警察庁推奨アプリとしての推奨期間は、協定の締結から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに当事者の一方又は双方より別段の意思表示がなされない場合は、有効期間

を自動的に同一条件でさらに1年間延長され、以降も同様とする。

- 4 当事者のいずれかにより期間満了前に解約の要望があった場合、協定は終了する。

## 第5 知的財産権の帰属

当庁から事業者に提供される情報及び資料並びに事業者から当庁に提供される情報及び資料の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、特許権、商標権、意匠権その他の知的財産権及びノウハウは、それぞれ当庁及び事業者に独占的に帰属する。

この要領のいかなる規定も、知的財産権の所有権が他の当事者に移転されるものと解釈されてはならない。

## 第6 守秘義務

- 1 事業者は、アプリの開発、提供及び運用管理に関連して知り得た業務上の機密を、協定の存続期間中はもとより期間終了後も第三者に漏らしてはならない。
- 2 事業者は、作業員その他アプリの開発、提供及び運用管理業務に関わる者から個別に誓約書等を徴取するなどして、機密保持の実効性を担保すること。

## 第7 その他遵守事項等

- 1 アプリの開発、提供及び運用管理に当たっては、電気通信事業法第4条第1項の通信の秘密に係る規定その他の日本国において定められた法令を遵守すること。
- 2 アプリの開発、提供及び運用管理に当たっては、当庁担当者と連絡を密にすること。
- 3 この要領に定める事項について疑義が生じた場合は、当庁担当者の指示を受けること。
- 4 この要領に定めのない事項等については、当庁との協議により決定するものとする。
- 5 アプリの開発、提供及び運用管理業務に関し、第三者との間に生じた損害又は紛争については、当該損害が専ら又は主として当庁の重過失又は故意による場合を除き、事業者が自己の責任と費用において、全て負担し、解決するものとする。

## 第8 提出書類等

### 1 提出書類

#### (1) アプリの提案書

提案書は、この要領に従って作成すること。そのほか任意の提案があれば、工夫の上、提出してもよい。

#### (2) 作業日程

協定締結から納品までの具体的なスケジュールを作成すること。

#### (3) 事業者の概要が分かる書類

事業者の所在地、設立年月日、主な業務内容、業務責任者等を記載すること。なお、事業者概要の分かるパンフレット等の提出に代えることも可とする。

### 2 提出方法等

#### (1) 提出方法

電子メール、郵送又は持参により以下の提出先まで提出すること。

なお、郵送又は持参により提出する場合は、提出書類は紙媒体で作成するものとし、提出書類の用紙の大きさは日本産業規格A列4番（A4版）を基本とすること（A4版を超える場合はA4版に折り込むこと）。製本、糊付け等はせずに、クリップ等の簡易な方法

で留めて提出すること。提出部数については、1の(1)及び(2)については2部、(3)については1部とする。

(2) 提出先

ア 電子メールの場合

tokusyusagiyobo@npa.go.jp

イ 郵送又は持参の場合

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁生活安全局生活安全企画課 特殊詐欺予防係

電話 03-3581-0141 内線 3045

3 その他

提出する提案書は、1事業者1案までとする。ただし、複数の事業者が共同して1案を出すことを可能とする。提案書の作成に係る一切の費用は申請者の負担とする。また、提出した提案書は返却しないものとする。申請者は、提案書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」(別添)に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、無効とする。

別添

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。